

# 大分県報

令和四年  
第三一八号  
六月二十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）	一
保安林の指定の解除	四
指定予定保安林	四
公 告	五
家畜商講習会の開催	五
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件）	五
落札者等の公示	六

### ○告示

#### 大分県告示第二百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

令和四年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 受託者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

#### 二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

#### 大分県告示第二百八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字巨野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

種類 洗浄施設

種	類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
能	力	〇・〇五㎡	〇・〇五㎡	〇・一二㎡	〇・〇五㎡	〇・一七㎡	〇・〇六㎡	〇・〇五㎡	〇・〇二㎡	〇・〇二㎡
		一基	一基	一基	四基	一基	一基	一基	一基	二基

汚水	項目	単位	汚水等の一日当たりの量										使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	汚水等の状態の値				
			⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③							②	①	⑫	⑪	⑩
六〇八	通常	m <sup>3</sup> /日	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇四	〇・二二	〇・〇五	〇・〇六	〇・一七	〇・二〇	〇・二二	〇・〇五	〇・〇五	なし	八時間	間欠	令四・八・九	令四・八・八	令四・七・二〇	〇・〇四 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 一基	〇・〇四 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 一基	〇・〇三 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 一基
六〇八	最大		〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇五	〇・二七	〇・〇六	〇・〇七	〇・二一	〇・二五	〇・一五	〇・〇六	〇・〇六									
<p>大分県告示第二百八十三号</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、</p> <p>1 縦覧期間 令和四年六月二十一日から同年七月十二日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p>			<p>汚水等の状態の値</p> <p>項目</p> <p>水素イオン濃度</p> <p>生物化学的酸素要求量</p> <p>化学的酸素要求量</p> <p>浮遊物質</p> <p>窒素含有量</p> <p>りん含有量</p>										<p>一日当たりの排出水量</p> <p>単位</p> <p>m<sup>3</sup>/日</p>		<p>排水口</p> <p>排水口A</p>		<p>汚水等の状態の値</p> <p>生物化学的酸素要求量</p> <p>浮遊物質</p> <p>窒素含有量</p> <p>りん含有量</p>						
			<p>その他参考となるべき事項</p> <p>公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ</p>										<p>通常</p> <p>二三五・二</p>		<p>最大</p> <p>三〇八・七</p>		<p>通常</p> <p>一〇〇</p> <p>六〇</p> <p>五</p> <p>三</p>						

次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
 令和四年六月二十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

日田市田島二丁目一―二十 第二光ビル三百四号

鹿島・梅林・友岡特定建設工事共同企業体

所長 扇 裕次

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市山国町守実

日田山国一号トンネル避難坑一工区JV工事事務所

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッテリープラント

種 能	種 類	力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	
								単 位	単 位
	バッチャープラント	二五m <sup>3</sup> /時	令四・七・一五	令四・八・五	令四・八・八	間欠	約六時間	通常 の 値	最大 の 値
								なし	

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
汚水等の汚染状態の値	五	一〇	一、〇〇〇	五	一・五
汚水等の汚染状態の値	一〇	一五	三、〇〇〇	二〇	二

種 能	種 類	処 理 方 式
4	汚水等の処理の方法	濁水処理設備
構 造	鋼板製	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・砂ろ過方式
力	一五〇m <sup>3</sup> /時	

主 要 寸 法	
原水槽 縦二・〇m×横三・〇m×高さ二・〇m 放流槽 縦二・〇m×横五・〇m×高さ二・〇m スギジェット 縦二・二m×横七・五m×高さ四・九m 急速ろ過機 直径一・五m×高さ二・四m 汚泥貯留槽 直径三・五m×高さ三・五m 一基	
工事着手予定年月日	令四・七・一五
工事完成予定年月日	令四・八・五
使用開始予定年月日	令四・八・八
使用時間間隔	連続
一日当たりの使用時間	二四時間
使用の季節的変動	なし

汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	単 位	処 理 前		処 理 後	
		通常 の 値	最大 の 値	通常 の 値	最大 の 値
汚水等の一日当たりの量					

令和四年六月二十一日

大分県報（告示）

汚水の等汚染の状態の値		項目		単位		排水口①	
水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	mg/L	m <sup>3</sup> /日
11	5	10	1000	5	1.5	1.5	1.5
5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
22	22	22	22	22	22	22	22
5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6

大分県告示第二百八十四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
 令和四年六月二十一日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所  
 別府市大字別府字向ヶ平四三七一番一から四三七一番四まで・四三七一番九・四三七一番一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養  
 三 解除の理由  
 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

汚水の等汚染の状態の値		項目		単位		排水口①	
水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	mg/L	m <sup>3</sup> /日
5.8~8.6	5	10	1000	5	1.5	1.5	1.5
5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
22	22	22	22	22	22	22	22
5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6

大分県告示第二百八十五号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
 令和四年六月二十一日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所  
 佐伯市蒲江大字畑野浦字高坊九〇一番、九〇二番二、九〇三番、九一三番  
 二 指定の目的  
 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字高坊九〇一番・九〇二番二・九〇三番・九一三番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）  
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (三) 主伐として伐採することができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所  
 1 縦覧期間  
 令和四年六月二十一日から同年七月十二日まで  
 2 縦覧場所  
 大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## ○公 告

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和四年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所

1 日時 令和四年九月十四日 午前八時五十分から午後五時まで  
令和四年九月十五日 午前九時から午後五時十五分まで

なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八六会議室

四 講習の方法

講 習 内 容	講 習 時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

五 受講手続及び受付期間

県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、令和四年八月十五日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者にあつては、県中部振興局農山

令和四年六月二十一日

漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付

講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であつせんする。）

八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。  
令和四年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名 揭示場所

亀井 重久 白杵市役所

二 通知の要旨

令和四年五月二日付け大分県告示第二百八号により行つた森林法第三十条の規定による通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。  
令和四年六月二十一日

所在の不明な者の氏名又は名称及び揭示場所 大分県知事 広 瀬 勝 貞

所在の不明な者の氏名又は名称 揭示場所  
小縣 タカ、梁原組 由布市役所

大分県報（告示・公告）

五

二 通知の要旨  
令和四年五月二十四日付け大分県告示第二百三十五号により行つた森林法第三十条の規定による通知

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 落札に係る特定役務の種類  
大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県教育庁教育デジタル改革室  
大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日  
令和四年五月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所  
フューチャーインスペース株式会社 代表取締役 江 幡 剛  
大分市中央町四丁目二番五号 ソレイユ四F
- 五 落札金額  
三千二百二十一万九千九百九十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
令和四年四月八日